

【報告 1】津波避難対策について

1. 津波避難ビルの指定について

津波計画につきましては、先の東日本大震災を踏まえ国が制定した「津波対策の推進に関する法律」において、「市町村は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合に、避難場所その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な計画を定めて公表するように努めなければならない。」と規定されております。

これを受け、本市においては、今後、発生が想定される津波被害から市民の生命、身体の安全を確保するために、津波による地域ごとの浸水予測、避難行動に関する情報を提供することにより、市民一人ひとりが津波からの主体的な避難行動に資することを目的とし、平成26年2月に「青森市津波避難計画」を策定しました。

この計画において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の制約により水平避難が困難な地域であり、かつ観光客等が多数訪れる地域にあっては、最寄りの避難所に収容できる上限数を避難者数が上回ることも想定されることから、緊急的・一時的な避難施設として「津波避難ビル」の確保が必要と考え、「青森市津波避難ビルガイドライン」を定めているところであります。

市では、「青森市津波避難ビルガイドライン」の要件を満たす、民間事業者の所有する建物を市民等が避難の際に利用できるよう、協力を呼びかけ、施設の使用に関する協定の締結に努めてきたところであり、平成26年度に8施設と協定を締結し、「津波避難ビル」を指定しました。

今後も広報あおもり、市ホームページ等で参加を呼びかけ拡充を図っていきます。

【青森市津波避難ビルガイドラインにおける要件等】

<津波避難ビルの構造的要件>

- RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- 避難スペースの高さは想定される津波の浸水の高さに3.5メートル（一般的な階層に相当する高さ）を加えた数値以上にある所とする。

<津波避難ビルの位置的要件>

- 青森市津波避難計画における避難対象地域にあること。
- 海岸に直接面していないこと。

【平成26年度津波避難ビル（協定締結施設）一覧】

施設名称	所在地	収容人数
青森ワシントンホテル	本町2丁目1-26	477人
アップルパレス青森	本町5丁目1-5	631人
海扇閣	浅虫字蛸谷31	349人
国際ホテル	新町1丁目6-18	297人
ホテル青森	堤町1丁目1-23	2,433人
ホテル秋田屋	浅虫字蛸谷293-12	300人
ホテルサンルート青森（東館）	新町1丁目9-8	88人
みちのく銀行研修会館	合浦2丁目5-5	209人



つ な み ひ なん
津波避難ビル
 TSUNAMI EVACUATION BUILDING

青森市